

亀山市告示第8号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年1月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「記名押印又は署名  
印」 を削る。

様式第2号中「⑤」を「④」に、「⑥」を「⑤」に、「⑦」を「⑥」に、「⑧」を「⑦」に、

「

続柄	本人			
性別				

」を

「

続柄	本人			
----	----	--	--	--

」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「（代表者名）印」を「（代表者名）」に改め、「記名押印又は署名  
印」を削る。

様式第21号中「⑤」を「④」に、「⑥」を「⑤」に、

「

続柄	本人			
性別				

」を

「

続柄	本人			
----	----	--	--	--

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式によ

る用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。